

## 桂太郎と山県有朋

— 早稲田大学図書館蔵「桂太郎旧蔵諸家書翰」を手がかりとして —

星原大輔\*

はじめに

筆者は[星原 2006]において、早稲田大学図書館特別資料室が所蔵している「桂太郎旧蔵諸家書翰」〔以下、早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」と略す〕の史料情報と目録を紹介した。現存している書翰と謄写されている書翰を併せると、桂宛書翰、第三者間書翰、桂自筆と思われる書翰が、総計194通収められている。この史料群の内容は、これまで学界には知られてこなかった桂太郎旧蔵の一次史料であり、国立国会図書館憲政資料室蔵「桂太郎関係文書」〔以下、憲政資料室蔵「桂文書」と略す〕には所収されていない明治10年代前期、10年代後期から20年代前期、30年代前期における書翰が所収されている。中には、徳富 [1917ab] にも引用されていない書翰もあり、桂太郎、明治軍制史、憲政史など、関連研究に裨益するところが大きいであろう。その詳細は[星原 2006]の論末に付記した目録を参照されたい。

また、星原 [2006: 262-266] では、特に明治16年1月8日付の山県有朋宛伊藤博文書翰と取り上げ、その内容を紹介すると共に考証を行った。この書翰は憲法調査のため渡欧していた伊

藤が調査成果を山県に報知したものである。書中、伊藤が「独逸ノ三大美」として、「兵制ノ整頓」「行政ノ規矩」「学校ノ教方」を列挙しており、当時の伊藤の心境を窺知する上で貴重な一史料である。

さて、本論では、早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」所収の書翰から桂宛山県宛書翰を中心に幾通かを紹介すると共に、それぞれに関連する先行研究に若干の考察を加えたい。早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」には、桂宛山県書翰73通が所収されており、数がもつとも多い。憲政資料室蔵「桂文書」と併せると、山県書翰は238通にも達する。山県と桂の政治的関係の濃密さが窺えよう。なお、判読し難い文字は□で翻刻した。

### 1 明治22年3月17日付桂宛山県書翰

#### 1-1 軍人としての山県と桂

桂は弘化4年(1847)11月に長門で生まれた。彼は「明治時代を代表する軍人の一人」でもあり、かつ「明治後期から大正初年における代表的な政治家」でもあった[宇野 2006: 5]。

早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」に所収されている書翰を推定の可能な限り年代順に整理してみると、大きく3つの時期に集中している。

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年(指導教員 島 善高)

1つが、明治12年から13年までである。明治11年に参謀本部が設置され、桂は参謀本部管西局長に任じられた。管西局長は中部地方以西の各鎮台参謀部の統括を担い、「朝鮮より清国沿海を対象とする調査、作戦立案、地図作成など」を業務としていた〔宇野 2006: 32〕。もう1つは、明治18年から23年までである。明治17年(1884)2月、大山巖陸軍卿が各兵科並びに各専門科から選抜した将校を率いて欧州を視察することとなった。桂もその1人として欧州各国を視察し、同18年1月に帰国した〔宇野 2006: 34-36〕。帰国後、桂は5月に総務局長に補任され、翌年3月には陸軍次官に任じられた。そして、22年の帝国憲法制定まで、陸軍の大改革を一貫して担当し、とくに立憲体制への転換期に対応する陸軍の全面的な改革を推進した〔宇野 2006: 49〕。いわば、「軍人としての桂」にあたる時期である。

早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」には、この期間、法令起草や軍事演習などの打ち合せなど軍政改革に関する書翰、特に山県からの書翰が多数存在している。山県が明治11年参謀本部長に任じられた一方で、桂は参謀本部御用係、参謀本部管西局長に任じられた。また、山県が同15年に参事院議長を兼任となれば、桂は参事院員外議官補を兼務した。正に、桂はこの時期、山県と共に「軍事と政治とに従事した」のである〔宇野 1993: 94-95〕。例えば、

出立前略御咄致置候陸軍章程一条云々之事致承知候、生者御発前ハ差急乞一閱置度と申来候付概略一覽、さして気付も不申置候間、於本部御議シ候康有之候へ者充分論究致候方可然と堀江も折角申置候<sup>(1)</sup>

今日近衛編制上ニ付思召之次第本部長殿下より拜承候処、定額之兵額と差□を生候□ニ付而ハ将来ニ向テ障害無之様、猶御熱慮相成度奉存候<sup>(2)</sup>

など、陸軍省官制改革、兵制改革、教育軍政、師団編成、徴兵令改正などに関する書翰が多数ある。山県が桂の行政能力を如何に高く評価していたかが、こうしたことから窺えよう。帝国議会開設後になると、軍政関係以外に、政治、外交に関する内容を含むようになる。例えば、

今日之社会之状況ニテハ早晩一變動ハ無之而ハ無事平穩ニ国歩進歩と申事ハ到底目的難定様推考致し候、何卒老生之所願ハ軍人精神をして国家組織之基礎と為さしめん事を念ニ企望罷在候<sup>(3)</sup>

と、明治20年半ばに桂に世情を嘆じている。軍人勅諭発布などを企図し、「一介の武弁」と称した山県の政治観が窺知されよう。

また、次のような山県からの来翰もある。

明朝十字川上総長御同伴、乍遠路芽城草庵江御来談被下候へハ、東洋問題ニ付必応之目的ヲ談合致し置度候、勿論明日ニ限り候儀ニハ無之候へとも、余り遷延ニ相成候者不可然と相考、御都合如何と申試候<sup>(4)</sup>

清国江向将来我国権之利害ニ関する戦略的及び利益線拡充等之問題は是より篤と評議ニ可及と内決之旨趣ハ廿三日老兄より参謀総長江御談合可相成との事ニ候処、其後如何御談判相成候や<sup>(5)</sup>

明治31年に成立した第2次山県内閣において、首相の山県は陸軍大臣の桂、参謀総長の川上操六との間で、大陸政策について種々議論をし、対外方針を取り纏めようとしていた様子が記されている。この内閣期には、中国大陸で種々の紛争が生じた。明治32年の「福建省之事件」に

ついては

福建省之事件も有之、實ニ此一事件ニ付而ハ証券□付無之との一点ハ将来甚不堪懸念候、万一露佛等より容喙ヲ生候へ者誠ニ困難至極ニ立到リ不申候、去とて俄然証券□付之手段を謀る訳ニ者不參候、自然好時機ニ投したる時ハ何と歟者手段方法を講し度ものニ候、東洋大勢ニ付外事ニハ此際殊ニ御注意所祈候<sup>(6)</sup>

と、また明治33年の義和団事件について

将来清国ニ対シ各列強ノ態度ハ多少ノ異同アルモ、出兵之点ハ假令増加スルモ減少セサルハ目下ノ情勢ニ照シ明瞭也、此際我増発兵ハ歩兵二箇聯隊位ハ速ニ派遣スルヲ以テ、今日政治上尤適當之時機ニシテ、且各国派遣聯合軍之状況ニ於テモ頗ル好時機ナルヘシ、又我帝国ノ位置トシテ英露兩國之間ニ价立シ、之ヲ処スルハ尤困難中之一大至難ナルモ、英国政府ハ既ニ出兵ヲ促シガ如ク、又露国政府モ我政府ノ措置ニ満足シ、聯合範圍ニ於テ自由ノ行動ヲ為スヲ認メタレハ、今日之場合稽緩時ヲ移スハ甚タ得策ナラサル可シ、他日為サント欲スル目的ノ基礎ヲ堅牢ナラシムルハ唯此一点ニ帰スルモノト断按セサル可ラス<sup>(7)</sup>

と、山県が桂に書翰を書き送っている。山県が大陸への「戦略的及び利益線拡充」の視点から対外方針を常に念頭に置き、政治判断を下していたことが明瞭であろう。

こうした書翰を辿ると、まさに桂が「山県直系の長州閥の軍人から長州閥を継承する軍人政治家として」歩むことになった所以が明瞭である。

## 1-2 山県の渡欧調査

ここからは、明治21年11月14日に欧州出張を命じられた山県が翌年3月17日の夜、イタリアのミランで桂宛に認めた書翰<sup>(8)</sup>を紹介したい。

なお、星原[2006:271]では明治23年としているが、明らかな間違いであり、ここで訂正しておきたい。

さて、この山県の欧州視察について、地方自治制度の観点から論究したものとして、御厨[1980]や長井[1991]などがある。長井[1991:478-480]は、山県の渡欧は「郡制府県制制定過程での主導権を伊藤[博文:論者註、以下同]、井上馨等に奪われる結果を招いた」という意味では政治的失敗であったと論じている。一方、近年では瀧井[2003:157-188]が明治憲法成立史の観点から、山県渡欧は帝国議会開設以後の政治観を確立したものと論証している。

ところで、この渡欧は山県が臨時砲台建築部長と内務大臣の立場から

此際往復凡八箇月間ノ積ヲ巡廻シ其海岸砲台ヲ視察シ、且現今各府県ニ於テ市町村制実施ノ準備ニ着手シ来年四月ヲ以テ施行センコトヲ期スルノ情シナレハ、欧州巡廻ノ序ヲ以テ普国地方制度施行ノ実況ヲモ視察セハ、参考上其得ルトコロ亦勘カラサル可シト思考ス<sup>(9)</sup>

という理由から願い出たものであった。つまり、山県は「海岸砲台の視察」を渡欧の理由の一つとして挙げていたのである。しかし、この観点から論究したものは管見の及ぶ限りでは見当らない。恐らく、山県が滞欧中に発した書翰に「海岸砲台の視察」について言及した箇所がないのが一番の理由であろう。したがって、ここで紹介する書翰はこの点に言及しており、軍人としての山県の一側面を窺知できる貴重な史料である。

山県は明治21年12月2日に離日し、翌年10月2日に帰国した。同行者として、内務省より古市公威、荒川邦藏、寺崎遜、陸軍省より平佐是

純、中村雄次郎、小阪千尋、軍医として賀古鶴所が選ばれ、秘書官として中村寛六郎が随行した。山県は翌年1月11日にマルセーユに着港し、パリに到着した。

山県は明治2年から3年まで視察のため渡欧しており、これが2度目の渡欧であった。しかし「先年漫遊之節とは、事物之変化、文運之發達、百事一新之景況、前途甚遠、痛嘆之至に候」と、山県は様変わりしたヨーロッパの状況に驚きを隠せなかった<sup>(10)</sup>。そうした最中、山県は桂に宛てて書翰を認めたのである。冒頭、

一月御認之花輪羅馬ニ於て落手、恭拝読、……扱客冬ハ徴兵令改正ニ付而ハ不容易御配慮之程察入候、御尽力之功ニ依リ改正之精神充分貫徹致、為國家感謝之外無之候

と、明治22年1月23日の徴兵令改正にまず触れている。この改正内容は、免役規定を廃止し、予備4年、後備役5年の制を定めたものであった[松下 1978: 139-149]。これによって、山県の宿願とも言える「国民皆兵」制が完成したと言えるだけに、山県の感慨も一入であったであろう。続いて

仏国滯泊中より外務陸軍両大臣江彼国之事情概略開陳致置候付、疾御伝承相成候半と爰ニ不贅候、御雇ひ教師も弥去月廿七日横浜出発との事、御報道拝承、就而者何角御配慮察入候、此儀ニ関シ仏国政府ハ不快之感不尠、頗る談話冷淡ニ涉リ候得共、小官一己ニ対シ而之待遇ハ夫々巡視到所相應之接待ニ預リ申候

と、フランスにおける政府高官との折衝の様子を伝えている。ここにお雇い教師とあるが、瀧井 [2003: 162-164] によると、次のような事情があった。明治21年、メッケルの雇用契約が満

期を迎えたため、陸軍省は後任教師の人選をドイツ政府に委嘱した。これに対して、幕末以来、わが国と軍事的に緊密な関係を持っていたフランスが強い姿勢で抗議してきた。結局、日本政府はお雇い教師の契約延長ならびに新規契約もすべて取り止める方針を決定し、明治22年1月にフランス教師3名の契約不継続を宣告したのである。

こうした対応に、フランス政府は強い不快感を持っていたようで、山県は松方正義にも「本日当外務大臣へ面会致候処、陸軍教師帰国云々之一事より、影響を与へ、小生陸軍之一班を視察之点に付而は、随分冷淡なる言辞に涉り申候」<sup>(11)</sup>と伝えており、それぞれの視察場所では「相応之接待」を受けることができたようであるけれども、その成果が如何なるものであったかが想像できるよう。

それに対して、イタリアでは同国皇帝をはじめ「懇篤之待遇」を受け、「論巡覽之箇所ハ委ク許可ヲ」得て、「時日之許ス限り勉テ」視察することができたようである。

### 1-3 砲台や砲兵学校の視察

山県はイタリアにおける視察について、次のように報知している。

去ル十一日羅馬御発、スベシヤ軍港ニ到候、造船所水雷製造所及ヒレバントウ艦海軍砲兵学校等一閱仕候、実ニ此軍港ハ伊国之全実力ヲ挙テ計畫致シ候ものと被察候、ドック其他頗ル構大之建築、未タ落成ニ不至もの数多有之申候、老兄御巡覽之比トハ餘程盛大ニ立到候趣ニ小坂より伝聞仕候、乍去陸軍諸砲台一覽之儀ハ陸軍大臣一面之節、第一ニ此砲台ヲ除候外ハ何ニても御望之箇所ハ直ニ命令可致との事故、□□セシ砲台之建築ハ勿論、攻守地形之位地等者一覽ヲ不遂次第ハ遺憾不尠候、しかし二三之砲壘ハアトミラル之厚意ニ依リ概

略一見ヲ遂申候

山県がこのように砲台や砲兵学校の視察に強い関心を寄せていたのには当時の時代背景があった。

明治10年西南戦争という国内における一大危機を乗り越えた明治政府は、翌年参謀局の管轄下に海岸防禦取調委員を設置し、国内の安定化と共に対外防衛に力を入れ始めた〔原 2002: 95-97〕。さらに、明治18年には対外防禦の重要性が更に増す事態が生じた。中央アジアに進出を図るロシアを牽制するため、イギリスが朝鮮半島南端の巨文島を突如占領したのである。これに対し、ロシアは朝鮮の一部を占領しようと画策するなど、朝鮮海峡を巡る情勢は一層不穏なものとなった。こうした事態を受けて、参謀本部長有栖川宮熾仁親王は同19年9月28日に「海岸防禦ノ速成ヲ要スル意見」を提出した〔原 2002: 107〕。

伊藤首相は同20年3月12日、明治天皇に海防の急務を上奏すると共に、イタリア皇帝が内帑金を国境砲台建設のため下賜し、国民からの献金を勸奨し、イタリア統一を成し遂げたという史実を奏上している。天皇は14日、海防費として内帑金30万円を下賜されると共に、防海費下賜の勅諭を下された。伊藤首相は早速地方長官を集め、海防費の献金を勸奨するよう訓示した。その結果、全国から203万円余の献金かが集まり、下賜金と併せて、砲台備付の海岸砲製造費に充当された〔原 2002: 108-111〕。このように、山県の渡欧直前のわが国にとって、要塞砲台設備は急迫の課題となっていたのである。

さらに、先述したように、陸軍におけるお雇い教師の問題が生じ、「外国教師招聘之儀当分

難被行事情」が惹起していたため、日本人の「教官ヲ養成スル事最モ急務」でもあった。

先般士官学校条例改正之旨趣ニ従ひ候得ハ大尉ハ独逸砲工学校ニ依り候外無之歟と察候、附而ハ学生ヲ該国ニ派出シ砲工学之教育ヲ受させ候時機甚切迫致候様推考致候付、適当之将校数名御撰抜派出之儀御配慮相成度候、最此儀ニ付而ハ大築〔尚志〕少将、児玉〔源太郎〕大佐等江申遣シ候儀ニ有之候得共、公然意見開陳可致事ニ者無之候付、此辺御合大築其他等被仰談、決定之上ハ大山大臣へ御申入可被下候

と、山県はドイツの砲工学校への留学の段取りを改めて桂と打ち合わせている。

#### 1-4 イタリア視察と砲式採用

ところで、徳富〔1933: 1036-1039〕に、随員の一人であった中村の「海岸砲台の視察」に関する実話が引用されている。当時、有坂少佐〔成章、砲兵大尉〕の発意によって砲式のあり方について議論が起っていたという。原〔2002: 117-118〕によると、明治20年海岸砲制式審査委員が次のような意見を提出した。軍艦の防備が進歩したため、要塞砲や加農砲のように横から射撃する平射砲ではなく、上から甲板を撃つ擲射砲を主に採用すべきという内容である。大山陸相は同年6月、この具申をほぼ受け入れ、擲射砲を海岸防禦用の主砲として採用する方針を決定した。

この方針に対して、山県は当初賛意を示していなかったと中村は述べている。実際、山県は12月、陸相の決定は擲射砲に偏重しすぎると建議している〔原 2002: 119〕。着欧後、中村は山県の命を受けて欧州各地の要塞や砲工学校などを視察したが、山県に報告する度に「それ見給へ、欧州諸国でも君等の云ふ様な事はやつて居

らぬではないか」と詰問されたという。しかし、中村の実話によれば、この砲式問題は後日の研究結果によって「擲射式を採用するを可なり」と認められたという。日露戦争の際、203高地陥落に大きな役割を果たした28センチ榴弾砲は「主として当時の伊太利式を採用して出来たものであった」という〔徳富 1933: 1037〕。

したがって、山県の書翰にもイタリアの砲射の学校への留学生派遣についての言及がある。

過日伊国砲兵射の学校江留学生派出之事申入候処、右ハ大築砲兵監より豫め中村少佐江申含置有之、已ニ留学人モ相定リ居候趣ニ付、□□当陸軍次官面会之節、序を以談話致候処、快ク承引有之候付、事機ニ後レサル様致度相考、電報を以申進候次第ニ有之申候

フランス陸軍将校ブリュネの進言もあり、陸軍では明治14年、産出量の豊富な銅によって自前で製造できる青銅砲を海岸砲として採用した。そのため、その製造技術を習得すべくイタリア技術師を招聘し、逐次海岸砲を大阪砲兵工廠で製造していた〔原 2002: 115-117〕。山県のイタリア視察にはこうした当時の軍事的背景を基に行われたのである。

## 2 明治31年の桂宛山県書翰

### 2-1 隈板内閣の成立

早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」所収されている書翰が集中している時期の最後の1つが、明治31年から33年までである。桂は明治29年(1896)の台湾総督就任以降、政治家としての経歴を歩み始める。その後、第3次伊藤博文内閣、隈板内閣、第2次山県有朋内閣、第4次伊藤内閣と、4つの内閣で陸軍大臣を務めたの

ち、明治34年(1901)、明治41年(1908)、大正元年(1912)と、3度総理大臣に就任した。

本章では、とりわけ、明治31年6月30日に成立した隈板内閣に関する史料を紹介したい。隈板内閣に関する先行研究は多数あり、ここでは、升味〔1966: 292-334〕、坂野〔1971: 175-205〕、佐々木〔1993: 306-341〕、伊藤〔1999: 242-273〕などを主に参考としながら論を進めたい。

明治31年6月22日、大隈重信を党首として仰ぐ進歩党と、板垣退助を党首と仰ぐ自由党が合併し、憲政党が成立した。衆議院に絶対多数を有する政党の成立を前に、伊藤は首相辞職を決意し、天皇にその旨を上奏した。これを受けて行われた24日の元老会議では、伊藤が「議院に大多数の議員を有する政党の領袖大隈重信、板垣退助に組閣の御沙汰があらんことを奏請するを以て憲政の本義に適えりと信ず」と、大隈と板垣の奏薦を提案した。山県が強く反対したが、後継首班を買って出る者は誰一人としておらず、結論は出なかった。伊藤は官職爵位的一切を拝辞した上で大隈・板垣を奏薦した〔宮内 1973: 452-456〕。この時、明治天皇は伊藤の奏上を伊藤が大隈と板垣を加えて組閣するものと誤解して、伊藤に勅裁を下した。しかし岩倉具定侍従職幹事が翌日、伊藤を訪問したことによって、その誤解が明らかになった。天皇は山県を召して組閣を命じたが、既に伊藤への勅裁が人口に膾炙するところであったため、山県はこれを辞退した。こうして、6月30日、大隈が首班とする第1次大隈内閣は成立したのであった〔伊藤 1999: 242-243〕。

この内閣は、閣僚のほとんどを政党人が固めたという点では、憲政史上初の政党内閣であっ

たといえよう。山県はこの内閣成立を「遂に明治政府は落城して、政党内閣と為りたる変化」と痛嘆している〔徳富 1933:319〕。しかし、陸海相だけは異なっていた。明治天皇は「陸海軍両省は朕に考ふる所あるを以て、組織外に置くべし」として、桂と西郷従道に留任の勅諭を降された〔宮内 1973:458〕。桂と西郷は親任式前に、大隈首相と板垣内相と談判し「陸海軍の軍備拡充計画を全面的に認める」という確約を得たという〔宇野 1993:184-185〕。天皇としては、憲政史上初の政党内閣に楔を打つという意味もあったのであろう。しかし、桂陸相と西郷海相はのちに閣内で倒閣運動の一翼を担い〔宇野 2006:86-87〕、まさに「獅子身中の虫」ともいべき存在であった。

## 2-2 文官任用令の改正

隈板内閣の成立に対して、当然のことながら官僚や貴族院などは強い反発を示した。山県、黒田清隆、松方などの諸元老がまず恐れたのは憲法改正であった。つまり、憲法に議院内閣制認容を明記するのではないかという疑念である。黒田樞密院議長は、憲法改正阻止のため、緊急勅令の事例調査を進める程であった〔佐々木 1993:326-328〕。

こうした中、大隈内閣は7月11日、板垣内相を委員長とする臨時政務調査委員会を設置した。官制を改正し、政務官と事務官とを分ち、冗官を淘汰し、繁文褥礼を省くというのが目的であったが〔宮内 1973:473〕、委員会内では監視庁のほか、文部司法両省の廃止<sup>(12)</sup>、地方自治の拡大なども検討されていたという〔増田 1986:891-892〕。大隈首相は8月23日、調査委員会の決議した条件1号から6号までを天皇に

内々供覧した<sup>(13)</sup>。これらについて、大隈首相は「曩に伯爵松方正義総理大臣在職中、重信行政整理につき提議する所あり、乃ち当時提出したる条件を骨子とし、以て今回の整理案を作製したり」と奏上した〔宮内 1973:491-492〕。

これに対して、天皇は「余まり事新ら敷新規之事は致さぬ方可然」と大隈首相に注意を促す一方で、神戸にいた松方へ岩倉侍従職幹事を遣わし、大隈の発言の真偽を確かめている<sup>(14)</sup>。天皇が警戒心を懐いていたのには理由があった。天皇は憲政を率いる大隈と板垣に内閣組織を命じれば「大臣等の人選は二人にて為し得るものと」考えていたが、大隈と板垣が内閣人事に関して党内の議論に右顧左眄する様に、「大隈・板垣に委任すれば、相応に処務を整理し、国政を遂行し得べしと思ひしは、全くの謬り」であったと、佐々木高行に漏らされていた〔宮内 1973:473-475〕。したがって、「内閣大臣は議員を兼ねる等」の官制改革を含む決議条件の内容から、天皇は再び党内議論に引きずられているのではないかと懸念したのであろう。

この条件内容は、山県、黒田、松方などの諸元老、桂陸相などの反対勢力が「驚愕仰天する外」<sup>(15)</sup>ないものであった。桂はこの政務調査委員会の動向について

政務調査委員之調査ニテハ、文官採用規則及ヒ内閣官制通則等ノ改正ヲ論シ居ル様子ニテ内閣大臣ハ議員ヲ兼ネルトノ主意ヲ提出居ルトノ事ニ御座候、即チ政党内閣ノ基礎ヲ造ラントスルノ下地ト相考申候、併シ彼等中間ニ於テ何レニ議スルモ調査スルモ終ニ閣議ニ提出セシテ上奏ハ不相成事故、此時コソ論難スルノ時期ハ到来可致カト相待居申候<sup>(16)</sup>

と、憲法ではなく、文官任用令、内閣官制通則

などの改正によって、議院内閣制への道を開こうとするものであると捉えていた。

大隈首相と松田正久蔵相は9月8日、調査委員会で決定した行政整理大綱を天皇に奏上した〔宮内 1973: 494〕。こうした内閣の動きに対して、反対勢力は内大臣府に法律・行政担当の秘書官を送り込むことによって、情報の掌握と官制改革の阻止を目論んだ。山県が12日に参内した際、田中光顕宮相に談じたところ、田中宮相の賛意を得られた。そこで、黒田は山県と桂の書翰を同封して書翰を徳大寺実則侍従長に送付して、その実施を掛け合った。ところが、徳大寺侍従長が天皇に奉伺したところ、天皇は「余り目立候人物を秘書官に置候事は見合」<sup>(17)</sup> わせるべきであるとして、この秘書官採用案を退けられた〔佐々木 1993: 326-328〕。その代わりに、法律・勅令等の改廃に際には、前内閣書記官長であった鮫島武之助にその理由などを諮問した後に上奏することとなった〔宮内 1973: 496-497〕。

結局、この調査委員会の決議に基づく官制改革案が上奏裁可されて、官報にて公布されたのは、大隈内閣倒壊1週間前の10月23日であった。官報には「官制ノ防範ヲ嚴ニスル事」「事務官ノ進退ヲ重ニスル事」「職責ヲ明ニスル事」「俸給制ヲ完備セシムル事」「下僚ヲ厚クスル事」「定員ヲ減スル事」「特別官職ヲ廃スル事」「官紀ヲ振肅スル事」「経費ヲ節省スル事」「事務ヲ敏活ニスル事」の官治の標準10条が掲示され、各省に参与官が設置されることとなった〔宮内 1973: 517-524〕。

ここに、桂らが危惧した文官任用令などの改正は盛り込まれていない。憲政党本部が独自に設置した調査委員会では、文官任用令を改正

し、無試験任官の範囲拡大を盛り込んだ行政改革案を取り纏めていた〔坂野 1971: 190〕。山県は10月8日付桂宛書翰<sup>(18)</sup>で

文官昇用規則改正之件ハ実ニ行政之基礎ニ関撃最も大なる事なれば、仮令一字一句たりとも削除修正なト者慎重考慮ヲ要シ候事、深々御注意乍此上不堪企望候

と、桂陸相にこうした動きへの警戒を促している。秘書官採用案が退けられた後も、引き続き官制改革をめぐる、閣内での綱引きが行われていたことを窺わせる。後述するが、共和演説事件で危機に瀕していた大隈首相が、内閣の維持を図るため、桂陸相らの意見を汲み取ったのであろう。

坂野〔1971: 180-182〕は、当時貴族院議員であった都築馨六が当時「貴族院ノ諸公ニ告ク」で文官任用令改正の必要性を唱えている箇所が翌32年の文官任用令改正理由書と酷似していることを挙げ、隈板内閣時の動向が改正の萌芽となったと指摘している。山県も「行政之基礎ニ関撃最も大なる事」と述べているように、その最重要性を痛感していたのである。第2次山縣内閣は明治32年3月28日、親任官を除く勅任官は文官高等試験合格の勅任官または高等官3等の奏任官から任用すると、文官任用令を改正した。これによって、政党员の就任を排除したのであった〔宇野 2006: 92〕。

### 2-3 尾崎文相の共和演説事件

この第1次大隈内閣は組閣後、僅か4ヶ月余りで総辞職を余儀なくされた。この内閣の支持基盤である憲政党は、自由党と進歩党の合同によって成立したが、政策合意は充分になされて

おらず、党内においては旧自由党派と旧進歩党派の反目嫉視が絶えなかったのである。伊藤 [1999: 246-248] は、両派の経済政策の大きな差異があったことを指摘している。大浦兼武も「此比ノ新聞聒上ニヨレハ自進両党頻リニ紛紜ヲ生シ、随分限板両相モ困難ト存候、殊ニ財政問題ハ尤至難ト存候」<sup>(19)</sup> と井上馨に伝えている。

しかし、それ以上に対立を激化させたのは人事問題である。閣員人事に関して、旧進歩党派からは大隈首相が外相を兼務した他、司法大臣の大東義徹、農商務大臣の大石正巳、文部大臣の尾崎行雄と計4名が就任したのに対して、旧自由党派は内務大臣の板垣、大蔵大臣の松田、通信大臣の林有造の計3名であったため、旧自由党派の不満が当初から生じていた。とりわけ大隈首相が兼任した外相の人事をめぐる対立は倒閣直前まで続いた [伊藤 1999: 244-245]。さらに、獵官運動の激化をめぐる、憲政党中央と地方支部との対立もあった。大隈首相は地方人事について「政務官」と「事務官」の区別を明示していたが、党員が求める両官の獵官は、文官任用令による資格制限の除外対象たる勅任官に限らず、地方の奏任官にまで及ぶものであり [清水 2004: 53-54]、地方支部は次第に、事務官への党員採用を可能とすべく文官任用令の全廃の決議を挙げ始めた [坂野 1971: 187-191]。

山県、黒田、松方などの諸元老、桂陸相、山県系官僚などの反対勢力はこうした事態に危機感を抱き、「万一之時期到来之節者其順序且迅速ニ相立候様之事」<sup>(20)</sup> と、倒閣運動の機会を虎視眈々と狙っていた。

こうした中、尾崎文相が8月22日、帝国教育

会で行った演説が大問題となる。いわゆる「共和演説事件」である。尾崎文相は壇上で「日本に仮に共和政治の行はるゝことありとすれば、三井・三菱は其の大統領候補者となるべし」と発言した。これは当時の「拜金の弊甚しきを痛嘆し、金権跋扈を諷する」趣旨であったらしいが、伊東巳代治を社主とする東京日々新聞が「不敬の言」として尾崎文相批判の記事を掲載した [宮内 1973: 491]。明治天皇もこの発言に関心を寄せられたようで、演説の3日後には徳大寺侍従長が尾崎文相に書翰を送り、帝国教育会の演説草案の提出を求めている [宮内 1973: 492]。

桂陸相は大隈首相を訪ね、この件について次のように忠告したという。今回の演説は「宮中府中共に喧囂する事とな」り、「必ず貴族院に於ては此問題を提出して責任を問ふべければ、此れを未然に防ぐこそ策の得たるもの」である、そのためには「尾崎を参内させ事の宮中に及びしは、深く恐入奉ると謝せしめ」るべきである、と [宇野 1993: 190]。

この出来事は10月中旬の予算に関する閣議が結了した頃の事として、桂は自伝に記している [宇野 1993: 190]。しかし、『明治天皇紀』にも記されていないが、桂宛徳大寺書翰によれば、尾崎文相が参内して「過日茶話会ニテ演説之際不注意ノ言語ヲ用ヒタルハ奉恐入旨」を奏上したのは9月6日であった<sup>(21)</sup>。また、翌日付の徳大寺書翰<sup>(22)</sup>によれば、尾崎文相は進退伺も提出するという段取りが、大隈首相と桂陸相の間では合意されていたようである。しかし、提出するどころか、尾崎文相は「弁解の言辞を加」えて陳謝したため、却って天皇の不興を買ってしまった [宇野 1993: 190-191]。

## 2-4 隈板内閣の倒壊

この問題は一時沈静化するが、板垣内相が10月21日に尾崎弾劾の上奏を行ったことによって再燃する<sup>(23)</sup>。この上奏を受けて、天皇は翌日、大隈首相の許に岩倉侍従職幹事を差し遣わし、「尾崎文部大臣ハ不信任ナリ、即ニ処分スベシ」との御内沙汰を伝えられた。また同日、徳大寺侍従長は桂陸相を密かに訪問して「重信諭旨の事」を告げた。桂陸相はすぐに西郷海相に伝え、今後の事を謀議した〔宮内 1973: 514〕。桂陸相は23日、京都の山県に書翰を送付している<sup>(24)</sup>。大隈首相への御内沙汰伝達の顛末を伝えた上で

事情爰に到り不得止之次第に御座候、依而小官は直に西郷侯に面会し、今後の会議に於て出つべき問題（此事に關して）等に付縷々示談仕、西郷侯も最早致方有之間敷との決心に有之申候、尤も此事單に尾崎に止まるか將又此導火線に而終には全体之瓦解に至るかは難計候へ共、此後任問題は随分兩派之間に議論百出、終には整頓六つヶ敷に至るも難計候、……内外多事之今日には候へ共、此の政府をして唯々党勢之平均或は獵官位に日を送り、無為にして送日せしむるも内外多事に當るの妙案は決して出つるの氣遣なし

と、今後の展望を予想している。そして「寧ろ一日も早く結局せしむるこそ帝国之為め却而幸福と相考へ申候」と、桂は倒閣の決意を山県に開陳している。桂は、この件を大山巖に内報し、那須の松方には岩倉侍従職幹事に伝言を依頼した。

この書翰に対する山県の返信が早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」に現存している<sup>(25)</sup>。まず

先日來世情不穩之一事、即文部大臣進退之事ニ付、断然被仰出候、此御通報被下深謝、今日ニ到り如此事情を喚起致しタルハ如何なる近因ニ有之候哉、

勿論被仰出御話旨趣ニ付而ハ最至極ニ存候、此論点者嘗宮内大臣御同席之節、老生ニ□□及論述候事も有之候処、

とある。今回の尾崎更迭の御内沙汰は突然の出来事であったとはいえ、山県にとっては田中官相とも相談済みの事態であったようである。そして、桂の倒閣の決意に対しては

今般之御所置寸毫ト意見を不異候得共、今日ニ立到り突然発令相成候段事情不能想察候、乍併倫□如許と申請も有之、断然被仰出タル以上ハ叡慮貫徹不致てハ、大権ハ地ニ墜、滿天下暗黒世界と相成可申、神速御決行、為国家為皇室所折候、此一事件御発表之上ハ陸海兩大臣者重大之責任を被尽叡慮被為安候儀、第一之御覚悟と存候、

と、山県は全面的に支持し、奮励努力を促している。また、桂が23日に黒田枢密院議長を訪問し、事態の経緯と自身の決意を伝えたところ、黒田もまた「閣下御高見ニハ拙老モ御同意感激之至ニ候」と賛意を示した<sup>(26)</sup>。こうして、24日の段階には、大山、桂陸相、黒田枢密院議長、西郷海相、山県の間で大隈内閣倒閣の意思統一が為されていたのである。

さて、天皇の御内沙汰を受けて、尾崎文相は24日、辞表を捧呈した。桂は後任に關して「兩派之間に議論百出、終には整頓六つヶ敷に至る」であろうと予想したが、案の定、旧進歩と旧自由の兩派で対立が生じ、26日の閣議でも決定しなかった。しかし、大隈首相は専断して、翌日犬養毅を後任として奏薦し、文相の親任式が挙行された。これに、板垣内相は憤慨し、松田蔵相、林通相と共に掛冠を奏上した〔宮内 1973: 525-526〕。こうした動きに呼応するように、星亨ら旧自由党派は28日、憲政党の解散を

提議した。翌29日、自派のみで解党大会を開いて解散を宣言するや否や、改めて憲政党を結党した。と共に、板垣内相、松田蔵相、林通相は辞表を奏呈した。遂に憲政党は分裂するに至ったのである〔宮内 1973: 527-529〕。

この間、桂陸相、黒田枢密院議長、西郷海相、徳大寺侍従長、岩倉侍従職幹事の間で、頻繁に情報のやり取りが行われている。ところで、先述した23日付の山県宛桂書翰の追書に「暗号電信に而概略申上候処、定めし御落手と拝察仕候」と、また24日付の桂宛山県書翰の追書に「昨夕電文落手、暗号不致所持ニ付、直ニ一書進呈、今午後迄ニハ御落手と察候也」と、東京と京都の間で暗号を使用して連絡を取り合っていたことを窺わせる記述がある。山県宛田中宮相書翰<sup>(27)</sup>にも

別紙暗号現行之ものに有之候間、万一之節御使用相成度、然に宮内省に二種之暗号有之、即其第一号に候間、電信に一号と申事御加へ相成度候

と、暗号の使用に言及している。この頃、閣議の内容が新聞紙上に掲載されるなど、当路者にとって機密管理が重要課題となっていた<sup>(28)</sup>。

田東助は10月28日、松方<sup>(29)</sup>に

今朝申上置候京都之件、尚陸相ト相談仕一応電信案も認メ候得共、此節柄暗号も安心不相成説も有之候故、寧ろ元帥會議之方ニて御召相成候方可然、且ツ兼而會議被開節ハ何時も帰京可致旨内約有之旨ニ御坐候故、

と、暗号の使用では安心できず、元帥會議を理由に山県を召還する方針を取ったと伝えている。倒閣運動を大隈方に察知されないための方策であろうか。

なお、貴族院議員であった平田も隈板内閣に

不満を持ち、貴族院内の同志を糾合し、10月初めには「反対派既に過半数を占め」るまでになり、内閣不信任の上奏案の起草準備に取り掛かっていた〔坂野 1971: 183-184〕。この書翰によれば、桂と平田も密に連絡を取り合っていたことが推知される<sup>(30)</sup>。平田は次の第2次山県内閣で法制局長官に就任している。

29日に参内した桂陸相は、元帥彰仁親王の名を以って「元帥會議ニ緊急ナル御諮問ノ件アリ、大至急帰京アレ」<sup>(31)</sup>との電報を山県に送伝しよう命じられており、先述の平田書翰の通りの段取りで進んだ〔宮内 1973: 529〕。

一方、大隈首相は29日、参内して内閣不統一の事情を奏上し、板垣ら辞職の裁可と後任者奏薦の内旨を求めた。大隈は旧進歩党による組閣を考えていたが、結局、大隈首相は31日、西郷海相の辞職勧告をうけて、首相以下、大東法相、大石農商相、犬養文相が辞表を提出した〔宮内 1973: 530-532〕。

大隈の辞表から山県内閣の成立までについては、佐々木〔1993: 306-341〕、伊藤〔1999: 242-273〕に詳しいので贅言は要さないだろう。外遊中の伊藤を除いた元老會議において奏薦されたのは山県であった。こうして、明治31年10月8日、第2次山県内閣が成立した。

## おわりに

第1章では、早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」所収の書翰のうち、とりわけ山県の軍事、外交に関する桂宛山県書翰を数通紹介した。この他にも同様の書翰が何点かあり、山県の対外方針、軍事観などについては既に多くの先行研究があるが、これらの書翰はこうした研究の発展に寄与すると思われる。本論では、とりわけ山県が

明治22年3月17日、欧州から桂宛に送った書翰を紹介した。これまで地方自治制度の観点から山県の渡欧調査は論じられてきたが、この書翰によって、山県の軍事視察の実態が幾分か明らかとなった。

また、第2章では、31年の隈板内閣期の書翰を紹介した。これまでの先行研究では、山県の見解や行動は史料が乏しく、あまり取り上げられてこなかった。しかし桂宛書翰によって、その一端が明らかになった。とりわけ、板垣の尾崎弾劾の上奏後の24日までに、山県、黒田、松方などの諸元老、桂陸相、西郷海相の閣内大臣、平田らの貴族院、山県系官僚などの反対勢力の間で、倒閣運動の合意ができており、倒閣に向けた人的ネットワークが形成されていたことが明瞭となった。なお、岩倉侍従職幹事は桂と密に連絡を取っており<sup>(32)</sup>、宮中と桂を結びつける重要な役割を担っていたと思われる。この大隈内閣の倒壊には、星らの旧自由党派の行動が[坂野 1971: 196-199]、また明治天皇の意向も大きく影響したことが立証されている[御厨 2001: 349-350]。しかし、早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」収蔵の書翰から、それらとの関連性を伺わせる記述は見当たらなかった。

さて、この早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」には、[徳富 1917ab]に引用されている書翰11通が収められている[星原 2006: 260-261]。したがって、[徳富 1917ab]の編纂にこの史料群が供されたことは間違いない。しかし、最も所収数の多い山県の来翰の内容を精査してみると、どうも伝記編纂に用いられた形跡がない。本文中で引用した山県書翰は当然のことながら、他の書翰も[徳富 1917ab]では言及されていない。そもそも山県以外の来翰は「桂公爵伝記編纂

所」用紙で綴られた「名家書翰」2冊に謄写されているにも関わらず、山県書翰は1通も謄写されていない[星原 2006: 259]。したがって、山県書翰は桂公爵伝記編纂所にも手渡されていなかったと推測される。その意味では、早大図書館蔵「桂旧蔵書翰」に所収されている山県書翰は貴重な情報をもたらす一次史料であろう。

この他にも、岩倉具定11通、徳大寺実則、井上馨8通、伊藤博文6通、青木周蔵5通。有栖川宮、小松宮ら皇族のほか、井上毅、大山巖、黒田清隆、児玉源太郎、土方久元、平田東助、松方正義など、総計57名の諸士による来翰が収められている[星原 2006: 260-261]。憲政資料室蔵「桂文書」にはほとんど欠落している時期の史料が所収されているので、それぞれの書翰ごとに考証を更に深めることが必要であろう。後日の研究を期したい。

[投稿受理日2006.11.24/掲載決定日2006.11.30]

#### 注

- (1) 年不明4月6日付、桂太郎宛山県有朋書翰[早稲田54-6]。
- (2) 年不明4月25日付、桂宛山県書翰[早稲田54-25]。
- (3) 年不明5月4日付、桂宛山県書翰[早稲田54-40]。
- (4) 明治32年3月11日付、桂宛山県書翰[早稲田54-49]。
- (5) 同年3月26日付、桂宛山県書翰[早稲田54-48]。
- (6) 同年4月28日付、桂宛山県書翰[早稲田54-51]。
- (7) 明治33年6月30日付、桂宛山県書翰[早稲田54-51]。
- (8) 明治22年3月17日付、桂宛山県書翰[早稲田54-24]。
- (9) 国立公文書館蔵「官吏進退 明治21年内務省」[御厨 1980: 178]。
- (10) 明治22年1月16日付、松方正義宛山県書翰[徳富 1933: 1031-1033]。
- (11) 同上。

- (12) 司法大臣に就任した大東義徹は、就任前「元來司法省廃止の意見をもつてゐるから、それを承諾してくれるなら、入閣してもよろしい」と尾崎に語ったという〔尾崎 1951: 273〕。
- (13) 〔宮内庁書陵部b〕明治31年8月23日条。
- (14) 明治31年9月6日付、松方宛黒田清隆書翰〔松方 1986: 307-308〕。
- (15) 同上
- (16) 桂太郎書翰案〔国立国会b書類110〕。
- (17) 〔宮内庁書陵部b〕明治31年9月14日条。
- (18) 明治31年10月8日付、桂宛山県書翰〔早稲田 54-45〕。
- (19) 同年8月29日付、井上馨宛大浦兼武書翰〔国立国会a477-3〕。
- (20) 同年7月27日付、黒田宛松方書翰〔鹿児島〕。
- (21) 同年9月6日付、桂宛徳大寺実則書翰〔早稲田 39-3〕。
- (22) 同年9月7日付、桂宛徳大寺書翰〔早稲田 39-4〕。
- (23) 尾崎は、尾崎弾劾の上奏について、次のように回顧している。板垣内相がキリスト教牧師も教諭師として採用を決定したため、仏教界から反対運動が起った。この対処に行き詰った板垣内相に、尾崎弾劾の上奏によって問題を封殺したらよいと入れ知恵した者がいたという〔尾崎 1951: 280-283〕。
- (24) 明治31年10月23日付、山県宛桂書翰〔尚友倶楽部 2005: 308-309〕。
- (25) 明治31年10月23日付、山県宛桂書翰〔尚友倶楽部 2005: 308-309〕。
- (26) 同年10月23日付、桂宛黒田書翰〔早稲田23-1〕。なお、〔徳富 1917a: 830-831〕に翻刻されている。
- (27) 同年10月6日付、山県宛田中光顕書翰〔尚友倶楽部 2006: 345-346〕。
- (28) 山本権兵衛は同年10月付の書翰で、万朝報の切り抜きを西郷従道海相に送付している〔宮内庁書陵部a〕。
- (29) 同年10月28日付、松方宛平田東助書翰〔国立国会c 764-28明治31年資料〕。
- (30) 同年10月30日付、黒田宛松方書翰〔松方 1986: 305-306〕によると、黒田が平田に桂への伝言を頼んでいる。この倒閣運動において、平田も重要な役割を担っていた。
- (31) 同年10月29日付、桂宛岩倉具定書翰〔早稲田

9-2〕。

- (32) 同年11月6日付、桂宛岩倉書翰〔早稲田9-7〕では、岩倉は桂に、天皇が「非常ニ御心配被為在候御様子」であることを伝え、「明日明後日ノ中ニハ総理大臣以下夫々御親任之運ニ可相成哉」を内々尋ねている。

#### 参考文献

- 伊藤之雄 1999『立憲国家の確立と伊藤博文: 内政と外交1889~1898』吉川弘文館. 338 + 5頁
- 宇野俊一校注 1993『桂太郎自伝』平凡社. 362頁
- 2006『桂太郎』吉川弘文館. 300頁
- 尾崎行雄 1951『學堂回顧録: 上巻』雄鶏社. 353頁
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館「黒田清隆関係文書」
- 国立国会図書館憲政資料室a. 「井上馨関係文書」
- b. 「桂太郎関係文書」
- c. 「憲政史編纂会収集文書」
- 宮内庁 1973『明治天皇紀: 第9』吉川弘文館. 947頁
- 宮内庁書陵部a. 「書翰帖」
- b. 「徳大寺実則日記」
- 佐々木隆 1993「明治天皇と立憲政治」福地惇、佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館. 306-341頁
- 清水唯一朗 2004「隈板内閣における猟官の実相— 党人、官僚、利権」日本歴史学会編『日本歴史』(674). 52-70頁
- 尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会編 2005『山県有朋関係文書: 1』山川出版社. 408頁
- 2006『山県有朋関係文書: 2』山川出版社. 479頁
- 瀧井一博. 2003『文明史のなかの明治憲法: この国のかたちと西洋体験』講談社. 230頁
- 徳富猪一郎編述 1917a『公爵桂太郎伝. 乾巻』故桂公爵記念事業会. 図版26枚 + 1131頁
- 編述 1917b『公爵桂太郎伝. 坤巻』故桂公爵記念事業会. 図版26枚 + 61 + 1051頁
- 1933『公爵山県有朋伝. 中巻』山県有朋公記念事業会. 図版20枚 + 1136頁
- 長井純市 1991「山県有朋と地方自治制度確立事業— 明治21年の洋行を中心として」史学会編『史学雑誌』100(4). 453-484頁
- 原剛 2002『明治期国土防衛史』錦正社. 581頁
- 坂野潤治 1971『明治憲法体制の確立: 富国強兵と民

- 力休養』東京大学出版会. 249+3頁
- 星原大輔 2006「早稲田大学図書館蔵「桂太郎旧蔵諸家書翰」について－特に、山県有朋宛伊藤博文書翰の新史料をめぐって」『社会学論集』8. 257-272頁
- 増田知子 1986「立憲政友会への道」井上光貞他編『日本歴史体系4:近代I』山川出版社. 877-944頁
- 松方峰雄他編集 1986『松方正義関係文書:第7巻』大東文化大学東洋研究所. 672頁
- 松下芳男 1978『改訂:明治軍制史論』国書刊行会. 555頁
- 御厨貴 1980『明治国家形成と地方経営:1881~1890年』東京大学出版会. 283+4頁
- 2001『日本の近代3.明治国家の完成:1890~1905』中央公論新社. 448頁
- 早稲田大学図書館所蔵「桂太郎旧蔵諸家書翰」